



平成27年度事業報告・決算を承認

第160回通常組合会開催される

平成27年度事業報告及び歳入歳出決算の認定を審議する第一六十回通常組合会が、去る7月28日(木)午後2時から神奈川歯科保健総合センター5階中会議室において開催された。

長崎理事の司会により幕を開けた組合会は、事務局の点呼により、組合会議員の定数43名中、39名の出席で、国民健康保険法施行令第13条に定める定足数2分の1を満たし成立した。

齊藤理事による開会のあいさつの後、原議長・大澤副議長より組合会議長あいさつが行われた。

続いて、小澤理事長より理事長あいさつが行われた。

引き続き報告事項に入り、田島常務理事より庶務報告として、平成28年5月末日における支部別被保険者数の状況、各種会議の開催状況、物故組合員の報告が行われた。

続いて、佐野常務理事より平成28年5月末日現在の会計現況報告が行われた。

次に森田副理事長よりマイ

ナンバー制度の導入に係る諸規程の整備等について報告が行われた。

次に議案審議に入り、第一号議案「平成27年度神奈川歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を

求める件」、第二号議案「平成27年度神奈川歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を

求める件」、第二号議案「平成27年度神奈川歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を

求める件」、第二号議案「平成27年度神奈川歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を

求める件」、第二号議案「平成27年度神奈川歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を

求める件」、第二号議案「平成27年度神奈川歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を

求める件」、第二号議案「平成27年度神奈川歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を

求める件」、第二号議案「平成27年度神奈川歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を

求める件」、第二号議案「平成27年度神奈川歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を

求める件」、第二号議案「平成27年度神奈川歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を

求める件」、第二号議案「平成27年度神奈川歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を

求める件」、第二号議案「平成27年度神奈川歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を

求める件」、第二号議案「平成27年度神奈川歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を

国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、医療給付費に対する国庫補助の定率補助分が従来の32%の補助率から5年間をかけて16%となる見込みであることや、「主な事業の執行状況」、「被保険者数の推移」、「保険料の収納状況、療養給付費等の支出状況」など説明が行われた後、田島常務理事より組合会、理事会、監事会等の協議の内容、各種会議への出席状況などの報告があった。

被保険者の皆様の個人番号を管理することが義務付けられております。

そのため、今般被保険者の皆様から、個人番号のご提供をお願いすることとなりました。

「個人番号提供書」につきましては、組合員のご自宅あてに送付させていただきますので、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、75歳以上の後期高齢者組合員の方やすでに個人番号通知書等ご提出いただいた方々については送付対象から外させていただきますので、よろしくお願いいたします。

課長 本間貴士

以上で議案審議を終了し、長谷川理事より閉会のあいさつが行われ、散会した。

また、組合会の席上永年勤続職員(20年勤続)の表彰が行われ、次の職員が理事長より表彰された。

課長 本間貴士

課長 本間貴士

課長 本間貴士

課長 本間貴士

課長 本間貴士

課長 本間貴士

課長 本間貴士

マイナンバーのご提供を!

社会保障・税番号制度に関することについては、すでに皆様ご承知のことと存じます

が、平成29年7月からの行政手続きに関する情報連携が始まることに伴い、当組合でも

が、平成29年7月からの行政手続きに関する情報連携が始まることに伴い、当組合でも

が、平成29年7月からの行政手続きに関する情報連携が始まることに伴い、当組合でも

が、平成29年7月からの行政手続きに関する情報連携が始まることに伴い、当組合でも

が、平成29年7月からの行政手続きに関する情報連携が始まることに伴い、当組合でも

が、平成29年7月からの行政手続きに関する情報連携が始まることに伴い、当組合でも

が、平成29年7月からの行政手続きに関する情報連携が始まることに伴い、当組合でも

個人番号(マイナンバー)をご提供のお願い

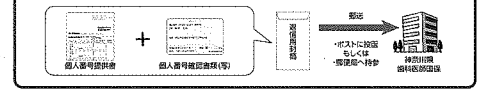
平成27年10月より個人番号(マイナンバー)が通知され、平成28年1月からは徴収、社会保障、税、災害対策の行政手続での利用が開始されております。当組合における各種事務などにおいても加入者様の個人番号が必要となるため、個人番号のご提供をお願いいたします。

個人番号とは
日本国内の全住民に通知される一人ひとり異なる12桁の番号
住民票を有する全ての人に一人一つ一つの番号、すなわち個人番号(マイナンバー)を付して社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人物であることを確認するために活用されるものです。

当組合における個人番号の使用について(利用目的)
当組合ではご提供いただいた個人番号を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第1の第30項に規定する「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務」において、適用、給付および徴収業務に利用いたします。
(個人番号を利用する主な事務)
・適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収にあたって適用する種別関係等を取り扱う事務)
・給付事務(加入者への給付決定に係る資格関係等を取り扱う事務)
・徴収事務(保険料等徴収に係る資格関係等を取り扱う事務)
・その他 主務省令で定めるもの。

当組合における個人情報保護について
当組合規程、法律、ガイドラインなどを遵守し、個人番号をはじめとする個人情報適切に取り扱います。

当組合へのご提供方法 ※詳細は裏面をご参照ください
同封の「個人番号提供書」へ①必要事項を記入、②個人番号通知書とともに、同封の返信用封筒へ封入いただき郵送にて提出ください。
<備考>返信用料は料金受取人払郵券のため不要です。



■本件に関するお問合せ
ご不明な点などございましたら同封の「個人番号提供書」に記載の当組合連絡先までお問合せをお願いいたします。

神奈川歯科医師国民健康保険組合

個人番号提供書 記入と提出方法

個人番号は各種お手続きに使用する重要な情報のため、記入間違いがないようご注意ください。

- 1. 印字内容の確認、および個人番号と「カナ氏名」を記入**
個人番号提供書の印字内容を確認の上、「ご記入」と「カナ氏名」「個人番号」をご記入。
個人番号の記入は必ず右側の住所、生年月日等が記載されている欄に記入してください。
※ご記入の際は、個人番号提供書と個人番号通知書とを必ず一緒に提出してください。
※個人番号通知書で個人番号を通知している方、及び後期高齢者組合員は、個人番号提供書には、印字されておらず、個人番号通知書と個人番号通知書(後期高齢者)を一緒に提出してください。
- 2. (納税が「本人」と印字されている方のみ)必要書類の貼付**
以下のうちいずれか1点のコピーを個人番号提供書に貼付してください。
①通知カード
②マイナンバーカード(個人番号カード)の裏面
③個人番号が記載された住民票(住民票交付手数料がかかります。)
- 3. 同封されている「料金受取人払返信用封筒」にてご返送してください**
個人番号提供書と必要書類を返信用封筒に入れ、ポストへ投函していただくか、直接郵便へご持参ください。
※「料金受取人払」を利用しているため、返送の際の郵送料のご負担はございません。
※返信は、9月30日(必着)までにご返送ください。

引き続き第2号議案について佐野常務理事より、「歳入面では国民健康保険料が全体の67・62%、国庫支出金が25・70%となっており、歳出面では保険給付費・後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・介護納付金で90%近くを占めている」など、詳細な説明が行われ、監事監査報告として花村監事より「事業内容、歳入歳出決算書、財産目録及び諸帳簿並びに関係証拠書類等を精密に監査したところ、適

法かつ正確であることを認めらる。」旨報告がなされた。第1号議案及び第2号議案の内容等について質疑が行われ、採決の結果、各議案とも可決承認された。

以上で議案審議を終了し、長谷川理事より閉会のあいさつが行われ、散会した。

また、組合会の席上永年勤続職員(20年勤続)の表彰が行われ、次の職員が理事長より表彰された。

課長 本間貴士